

2024年7月1日

### 吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第791条第1項第1号・第2項および第801条第3項第2号、  
ならびに会社法施行規則第189条に定める書面)

大阪市中央区平野町四丁目1番2号  
大阪瓦斯株式会社  
代表取締役社長 藤原正隆

大阪市中央区平野町四丁目1番2号  
Daigas エナジー株式会社  
代表取締役社長 福谷博善

大阪瓦斯株式会社（以下「大阪瓦斯」といいます。）および Daigas エナジー株式会社（以下「Daigas エナジー」といいます。）は、Daigas エナジーを吸収分割会社、大阪瓦斯を吸収分割承継会社として、2024年4月1日付吸収分割契約書（以下「本件吸収分割契約書」といいます。）に基づき、2024年7月1日を効力発生日として、Daigas エナジーが不動産事業の一部に関して有する権利義務等を大阪瓦斯に承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）を行いました。

本件吸収分割に関して会社法第791条第1項第1号・第2項および第801条第3項第2号ならびに会社法施行規則第189条の規定により開示すべき事項は、下記のとおりです。

#### 記

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2024年7月1日

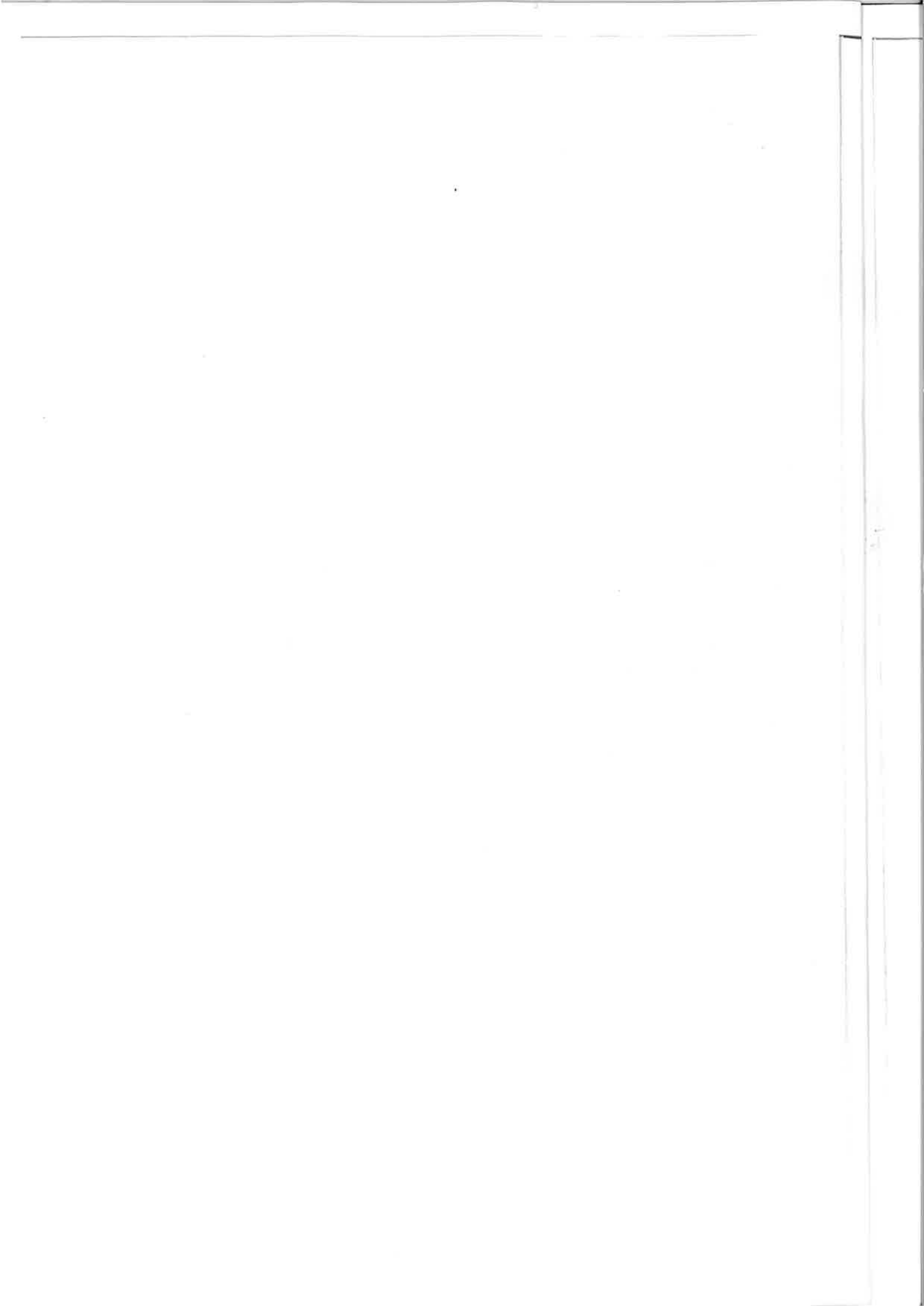
2. 吸収分割会社における法定手続の経過に関する事項

(1) 吸収分割の差止請求手続の経過（会社法施行規則第189条第2号イ）

本件吸収分割は、会社法第784条第2項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(2) 株式買取請求手続の経過（会社法施行規則第189条第2号ロ）

本件吸収分割は、会社法第784条第2項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。



(3) 新株予約権買取請求手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号ロ）

Daigas エナジーは、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 債権者異議手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号ロ）

Daigas エナジーは、会社法第 789 条第 2 項および第 3 項の規定に基づき、2024 年 5 月 7 日付の官報および電子公告により、債権者に対して公告を行いました。申述期限までに同条第 1 項の規定に基づく異議申述をした債権者はいませんでした。

3. 吸収分割承継会社における法定手続の経過に関する事項

(1) 吸収分割の差止請求手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号イ）

本件吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(2) 株式買取請求手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号ロ）

本件吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(3) 債権者異議手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号ロ）

大阪瓦斯は、会社法第 799 条第 2 項および第 3 項の規定に基づき、2024 年 5 月 7 日付の官報および電子公告により、債権者に対して公告を行いました。申述期限までに同条第 1 項の規定に基づく異議申述を行った債権者はいませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

大阪瓦斯は、本件吸収分割の効力発生日をもって、本件吸収分割契約書に基づき、Daigas エナジーが不動産事業の一部に関して有する権利義務等を承継しました。これにより、大阪瓦斯が Daigas エナジーから承継した資産および負債の概算額は、それぞれ以下のとおりです。

承継資産の額：5 億円

承継負債の額：1 億円

5. 変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2024 年 7 月 10 日（予定）

6. その他吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上



これは原本と相違ありません  
大阪府中央区平野町四丁目1番2号  
大阪瓦斯株式会社  
代表取締役社長 藤原正隆

